

住宅宿泊事業届出時説明書（法人用）

届 出 者 商号又は名称
氏 名

届 出 住 宅 所 在 地 豊島区

住宅宿泊事業の届出に際し、住宅宿泊事業法第3条及び豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第5条に関して、下記の事項について説明します。

1 住宅宿泊事業法に規定された申請時の添付書類等について

- ① 届出書（法施行規則第1号様式）
- ② 定款又は寄附行為
- ③ 法人の登記事項証明書（届出日前3月以内に発行されたもの）
- ④ ~~役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（届出日前3月以内に発行されたもの）・・・東京法務局等にご相談ください。~~
- ⑤ 役員が、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（届出日前3月以内に発行されたもの）・・・区役所、市町村役場にご相談ください。
- ⑥ 住宅の登記事項証明書（届出日前3月以内に発行されたもの）
- ⑦ 住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合入居者の募集の広告及び入居者の募集が行われていることを証する書類（例 広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真等）
- ⑧ 住宅が随時その所有者、賃貸人（賃借人の親族が賃貸人である場合を含む。）又は転貸人（転借人の親族が転貸人である場合を含む。）の居住の用に供されている家屋に該当する場合、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類（例 届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等）
- ⑨ 次に掲げる事項を明示した住宅の図面
 - ア. 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - イ. 住宅の間取り及び出入口
 - ウ. 各階の別
 - エ. 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
 - オ. 安全確保の措置状況
- ⑩ 届出者が賃借人又は転借人である場合
 - ア. 届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
 - イ. 届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面

- ⑪ 住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの（分譲マンション）である場合専有部分の用途に関する規約の写し
なお、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書又は、法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類この書面には、管理組合に報告した内容（日時、氏名、報告事項、確認事項）を記載すること。
- ⑫ 住宅宿泊管理業者に委託する場合、管理受託契約の締結時に管理業者から交付された書面の写し
- ⑬ 法第4条に規定された欠格事由に該当しないことを誓約する書面

2 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例に規定された事項及び添付書類等について

- ① 管轄の消防署への相談及びその消防署事前相談記録の写しの添付
- ② 住宅宿泊事業法に規定された添付書類等のうち、⑫に関して、法第5条から第10条に規定された事業者の業務のほか、廃棄物処理、苦情対応とその経過の保管、周辺地域の善良な風俗の保持、届出住宅の衛生上必要な措置、周辺の案内地図の作成等についての管理業者への依頼記録の添付（管理受託契約の書面にその旨の記載があれば、その写し）

依頼日	依頼相手所属	依頼相手氏名	依頼相手連絡先

- ③ 法第6条に規定された宿泊者の安全の確保に関する住宅宿泊事業に関する安全措置チェックリストの添付
- ④ 周辺住民への周知及びその周知内容記録の添付
- ⑤ 法第13条に規定する標識及び区が指定する標識の掲示の了承記録

了承日	了承者所属	了承者氏名	了承者連絡先

- ⑧ 住宅宿泊事業者の宿泊施設から排出される廃棄物についてのチェックシートの添付
- ⑨ その他関係機関等へ周知又は相談を行った場合は、その事前相談記録
（町会・自治会、小学校、税務署等）

周知又は相談日	周知又は相談相手所属	周知又は相談相手氏名	周知又は相談相手連絡先

- ⑩ 同意書（情報公開に関すること）

- ⑪ 標識に掲示する緊急連絡先

電話番号：

住宅宿泊事業届出時説明書（個人用）

届 出 者 氏 名

届 出 住 宅 所 在 地 豊島区

住宅宿泊事業の届出に際し、住宅宿泊事業法第3条及び豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第5条に関して、下記の事項について説明します。

なお、届出の際の本人確認のため、届出者本人が届出をする場合は住民票、委任を受けた者が届出をする場合は委任状を提示し、委任を受けた者は本人確認書類を持参します。

1 住宅宿泊事業法に規定された申請時の添付書類等について

- ① 届出書（法施行規則第1号様式）
- ② ~~届出人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（届出日前3月以内に発行されたもの）~~・・・東京法務局等にご相談ください。
- ③ 届出人が、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
（届出日前3月以内に発行されたもの）・・・区役所、市町村役場にご相談ください。
- ④ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
（届出日前3月以内に発行されたもの）・・・東京法務局等にご相談ください。
- ⑤ 法第4条に規定された欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- ⑥ 住宅の登記事項証明書（届出日前3月以内に発行されたもの）
- ⑦ 住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合入居者の募集の広告及び入居者の募集が行われていることを証する書類
（例 広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真等）
- ⑧ 住宅が随時その所有者、賃貸人（賃借人の親族が賃貸人である場合を含む。）又は転貸人（転借人の親族が転貸人である場合を含む。）の居住の用に供されている家屋に該当する場合、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類
（例 届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等）
- ⑨ 次に掲げる事項を明示した住宅の図面
ア. 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
イ. 住宅の間取り及び出入口
ウ. 各階の別
エ. 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
家主同居型の場合は、家主居室の位置
オ. 安全確保の措置状況
- ⑩ 届出者が賃借人又は転借人である場合
ア. 届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
イ. 届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面

- ⑪ 住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの(分譲マンション)である場合専有部分の用途に関する規約の写し
 なお、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、「管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会・理事会等で決議されていない旨」を確認した誓約書又は、法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを証明する書類この書面には、管理組合に報告した内容(日時、氏名、報告事項、確認事項)を記載すること。
- ⑫ 住宅宿泊管理業者に委託する場合、管理受託契約の締結時に管理業者から交付された書面の写し

2 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例に規定された事項及び添付書類等について

- ① 管轄の消防署への相談及びその消防署事前相談記録の写しの添付
- ② 住宅宿泊事業法に規定された添付書類等のうち、⑫に関して、法第5条から第10条に規定された事業者の業務のほか、廃棄物処理、苦情対応とその経過の保管、周辺地域の善良な風俗の保持、届出住宅の衛生上必要な措置、周辺の案内地図の作成等についての管理業者への依頼記録の添付(管理受託契約の書面にその旨の記載があれば、その写し)

依頼日	依頼相手所属	依頼相手氏名	依頼相手連絡先

- ③ 法第6条に規定された宿泊者の安全の確保に関する住宅宿泊事業に関する安全措置チェックリストの添付
- ④ 周辺住民への周知及びその周知内容記録の添付
- ⑤ 法第13条に規定する標識及び区が指定する標識の掲示の了承記録

了承日	了承者所属	了承者氏名	了承者連絡先

- ⑧ 住宅宿泊事業者の宿泊施設から排出される廃棄物についてのチェックシートの添付
- ⑨ その他関係機関等へ周知又は相談を行った場合は、その事前相談記録(町会・自治会、小学校、税務署等)

周知又は相談日	周知又は相談相手所属	周知又は相談相手氏名	周知又は相談相手連絡先

- ⑩ 同意書(情報公開に関すること)
- ⑪ 同居型以外の場合は、標識に掲示する緊急連絡先

電話番号：

以上